

令和7年度 第2回 佐久市国民健康保険運営協議会

議事録

日 時 令和8年1月15日（木） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 佐久市役所 8階大会議室

出席者 委員 19名（欠席者1名） 事務局9名

- 1 開会（進行：事務局）
- 2 市民健康部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事録署名委員の指名（進行：会長）
- 5 会議事項

（1）国保税率等の見直しについて

（会議資料No.1～5）

（事務局）

それでは、資料1をお願いいたします。「子ども・子育て支援金制度の趣旨」をご覧ください。

昨年8月に開催した本協議会におきましても若干ご説明しましたが、現在国民健康保険税は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の3本柱で徴収してまいりましたが、全世代が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」が加わり、4本柱で徴収することとなります。

本日お配りしたこども家庭庁作成のリーフレットを合わせてご覧ください。子ども・子育て支援金が充てられる事業としまして、児童手当の拡充、妊婦支援金給付金、子ども誰でも通園制度など、6つの事業に充てられる予定でございます。

戻りまして、下段は長野県の完全統一のスケジュールを年度ごとに表した表でございます。保険料水準の統一でございますが、表の下の部分に記載してございます通り、市町村ごとの財政格差を是正し、県で国保財政を支えることで、保険給付に必要な費用の安定的な確保と、どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば負担が等しくなり、住民間の負

担の公平性が高まることを目指しております。現在、保険料水準加速化プランに基づき、長野県では令和8年度に完全統一の目標年度的意思決定を行い、令和9年度には二次医療圏単位での医療費指数の統一、令和12年度には給付費ベースの統一、最終的には遅くとも令和18年度までに完全統一を実施する予定としております。

次に資料2「国民健康保険税の見直し方針について」をご覧ください。

これは長野県における保険税率統一における運営方針でございますが、先ほどもご説明しました通り、令和9年度までに二次医療圏単位での医療費指数の統一を図ることなどがございます。佐久市では医療費指数が医療圏の中で高いことにより、他の市町村と合わせることで医療費指数が低くなることから有利に働いている状況でございます。

次に、上段右側「方針(案)」でございますが3点記載してございます。1点目としまして、佐久市では税率の見直しは2年に1度行っておりますが、令和8年度は新たに子ども・子育て支援金制度が創設されますことから、税率の見直しを行うものでございます。2点目としまして、子ども・子育て支援金の税率等は、県の示す標準保険料を参考に設定させていただきます。3点目としまして、基金の活用方針により、基金残高が基金保有額水準を上回る場合は税率の見直しを行うこととします。

中ほどの表の「税率見直しにおける留意点」ですが、令和5年度に資産割を廃止し、現在では所得割、均等割、平等割による3方式で賦課をしております。例えば、所得割は経済状況の影響を受けやすいですとか、均等割・平等割は景気の動向に左右されないなど、それぞれ特徴がございます。

次に、下表の「令和8年度以降国保運営に影響がある項目」をまとめてあります。①としまして、令和8年度新設されます「子ども・子育て支援金」でございます。全ての保険者が支援金を保険税として徴収することとなります。市町村国保の保険者は納付金として県へ納付することとなります。なお、年度末時点における18歳以下の被保険者に対して均等割はかかりません。資料にございます各年度の加入者1人当たりの金額は、昨年12月現在の県の試算数値によるものでございます。

②としまして、税制改正による国保税収納等への影響でございますが、課税限度額につきまして医療給付費分が1万円の引き上げ、また新設の子ども・子育て支援金分が3万円となります。

③としまして、社会保険適用事業所の拡大がございます。令和6年10月より年収106万円以上や従業員数が51人以上の事業所が対象となっておりますが、令和9年10月からは従業員数が36人以上の事業所が対象となります。国では収入の要件の撤廃を検討しております。これにより、国保から社会保険へ移行される方が見込まれます。

④としまして、高額療養費制度の見直しですが、一旦凍結された議論を再開し、令和8年8月から自己負担の月額上限額が引き上げられることとなりました。保険者としては高額療養費の支出が抑えられることとなります。

次に資料3をご覧ください。

上段左側の表の1としまして「佐久市国民健康保険事業基金残高の推計」でございます。子ども・子育て支援金分を増額した場合の今後の基金残高を推計し、令和9年度まで示しております。基金を取り崩す見込みはなく、今後も積み立てが続くと推計しております。その右側は、令和3年5月の国保運営協議会で答申した基金の活用方針でございます。佐久市の国保では保険給付費の10%程度の保有が妥当としており、その保有妥当な金額の2倍、約13億円程度の保有残高で税率引き下げとしていることから、今回税率の見直しを検討するものでございます。

下段左側をお願いします。見直しの前提条件といたしまして、子ども・子育て支援金については課税を行う必要があること、また、令和10年度までは段階的に単価の引き上げがあるため毎年度の見直しが必要でございます。その右側の事務局案としまして、子ども・子育て支援金分の増税は県の示す標準保険料を参考とし算定すること、また、医療分は子ども・子育て支援金分で増税になった料率にプラスした料率を減税することとし、令和8年度の国保税率等を、医療費分の所得割率を現行の7.30%から6.75%、0.55%の引き下げ、均等割額・平等割額を現行からはそれぞれ700円減額し、20,100円と23,700円に、支援分・介護分は据え置きとし、新設の子ども・子育て支援分は所得割率0.20%、均等割額・平等割額をそれぞれ700円と考えております。全体で見ますと0.35%の引き下げとなります。

次の、資料4-1、続きまして次ページの4-2は、「国保税の推計」になります。

国保税の推計は、右上にあります、一人当たり調定額に被保険者数、平均収納率を乗じて推計しております。資料4-1は、子ども・子育て支援金分を追加し、医療分の税率改定なしの推計となっております。上段右側の令和7年度決算見込みでは、前年度増減欄の合計額が約4,500万円の増収、下の表になりますが、令和8年度では約2,000万円、令和9年度では約5,000万円、令和10年度では約4,000万円の、それぞれ減収を見込んでおります。

また、次の資料4-2は子ども・子育て支援分を追加し、医療分税率改正ありの推計となっております。こちらが先ほど提示しました事務局案のパターンでございます。下の表になりますが、各年度の前年度増減欄の合計額が、令和8年度は約1億円、令和9年度は約5,000万円、令和10年度では約4,000万円の減収の見込みとなります。令和8年度は、被保険者数の減少と税率を見直した分が減収となっておりますが、令和9年度では、子ども・子育て支援金分の単価が高くなることで、改定なしの場合と比べて減収額が少なくなっております。

医療分の改定なしの場合と改定ありの場合の前年度比の減収額の差でございますが、改定ありの場合は令和8年度に大きく減少し、税収そのものが改定を行わなかった場合に比べて低額となるため、前年度比の減少額が小さくなっております。この資料4-2の推計をもとに、次の資料5で、令和10年度までの決算を試算しております。

最後に、資料5をお願いします。「国保財政の今後の推計について」でございます。

1の決算額等についてですが、本年度は、差引収支で約2億円の黒字ですが、前年度からの繰越金などを差し引く、実質収支では約7,300万円の黒字と見込んでおります。これは、1人当たりの調定額が伸びていることと、収納率がほぼ令和6年度と同率で推移していることによる税収の伸びによります。水色で着色してあります差引額ですが、令和8年度は約1億円の黒字、令和9年度は約4,000万円の黒字、令和10年度は約4,500万円の赤字となり、基金を活用していく推計となっております。

2の項目別歳入歳出決算額等でございますが、歳入の主なものとして、1の国保税ですが、右側の説明欄になりますが、過去の収納率や、被保険者の推計を基に算出しております。

右側下段、3の税率改定後の基金残高の推計でございますが、令和9年度からは預金利息のみを基金に積立し、差し引きで不足する分を基金から繰出して運用する見込となっております。

説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま国保税等の見直しにつきまして、資料に基づきまして事務局から説明をいただきました。この件に関しましては、本日協議会といたしまして、一定の方向を示してほしいということでございますので、このことを踏まえまして委員の皆様からご意見、ご質問をお出しいただきたいと思っております。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(委員)

今説明していただいた中で、もう少し国保税安くないかなって印象を持っているのですが。資料を見ると、基金が結構たくさんありますよね。市として基金をこれほどまでに残しておかなければならないのかがすごく疑問に感じており、もう少し国保税が安くなる形で、改定してもいいのではないかと思いますかどうか。

(事務局)

資料のとおり、令和7年度末の基金残高が13億円を超える金額であり、これは税率の引

き下げをする基準を満たしています。しかし、今後は社会保険適用事業所の拡大による被保険者の減少や、子ども・子育て支援金の単価が毎年、令和9年、10年度と上がっていく中で、令和10年度からは約4,500万円の赤字収支に転じ、基金を取り崩して運用していく推計となっているため、将来の財政安定を考慮した慎重な見直しをした結果、今回この税率を設定しております。

(委員)

ありがとうございます。

あくまで予測の中での減収になるというところですが、今後先を考えた時に、国保が完全統一されるとか、あまり先のことを考えすぎても、今現実に国保税が高くて非常に苦しんでいるという声もお聞きしていますので、現在のことも考えて改定してもいいのではないかと思います。

(事務局)

委員から、短期的に考えてもいいのではないかとのお声がありました。

資料1に、長野県の完全統一スケジュールの表がございます。表中に、令和12年度か15年度か18年度のいずれかで、県内どこに住んでも同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ保険料という形で統一されるということが決まっておりますが、まだ現在のところ具体的には決まっておりません。

令和8年度中にいつ完全統一するかが決まっておりますので、現時点であまり下げすぎると完全統一の際に急激に上げる可能性も懸念しております。子ども・子育て支援金の段階的な引き上げにより、来年度も税率を見直す予定ですので、毎年度検討させていただきたいというのが、事務局の考えになります。

(会長)

ただいま事務局から説明がございましたけど、委員さんよろしいでしょうか。

他にご質問は、はい、お願いします。

(委員)

資料5の右側の真ん中の「歳出の推計方法」というところでお聞きしたいのですが、2のところに、伸び率を3.0%と推計したということが書いてあります。その下に、根拠として、医療費分は令和7年度から減少傾向等いろいろ書いてありまして、3か年の平均上昇率を乗じ推計したとありますけども、この4月には診療報酬が大体3.0%上がるということが言われておりますけども、そういうのはこの上昇率の中には加味されていないのでしょうか。それとも、含まれているという風に考えてよろしいですか。

(事務局)

この推計を作った段階ではそこまで反映しておりませんが、診療報酬が上がったイコールその分だけ県に納める納付金上がるというわけではありません。ただ、多少上昇傾向であるというところは見込んでおります。現時点ではまだ確定していないので、今までの傾向で推計させていただきましたが、急激に上がることはない想定しております。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見がおありの委員さん、挙手をお願いします。

(委員)

基金が13億円というのは長野県ではどういう感じなのでしょう。平均に近いとかそういうことですか。

(事務局)

県下19市の中では、おそらく1番多い保有額になります。ただ1人あたりの基金残高で見ますと4番目か5番目ぐらいにはなるかと思えます。

(委員)

それだと、完全統一の時に急激に上がるのを懸念していると説明がありましたが、そんな懸念は必要ないのではないのでしょうか。

(事務局)

まず医療費指数の関係を申し上げますと、県下10広域ございます。佐久広域に関しましては、医療費指数が比較的低い地域になりまして、中信の松本広域や長野広域は医療費指数が高いような状況でございます。

仮に県下を平均しまして、医療費指数を平均したものが標準の税率になるのですが、そういった場合に一気に医療費が上がってしまうので、国保税率も急激に上げなければいけないというような状況が出てきてしまいます。今、極端に税率を引き下げてしまうと、その時になって年間で何万円とか国保税率を上げなければならぬような状況が想定されますので、その兼ね合いと収支の兼ね合いを見ながら税率を見直していきたいと考えています。

(委員)

医療費指数とは、資料のどこに書いてありますか。

(事務局)

医療費指数とは、資料1にも書いてございますが、市町村医療費の水準が全国平均と比べて、どれだけ高いか低いかを示すための目安の指数となっております。

(委員)

その数字はどこに書いてありますか。佐久市の現在の数字とか推移とか、他の市町村と比べるとどのくらいとか。

(事務局)

資料2の上段左側に記載があります。佐久市が12月現在で、0.924です。近隣の自治体ですと小諸市が0.918、上田市は1.013と各市町村バラバラな状態ですが、最終的に医療費指数という係数をかけないで、どこに住んでいても同じ保険料というものを目指しております。佐久広域はどちらかと言えば低い方に当たるので、一旦今下げ塩梅ですが、県全体で統一されると少し上がっていくという予想をしております。

(委員)

基金も統一されるのですか。

(事務局)

現在、基金の取り扱いについてまだ県の方から方針が出されておきませんので、この場でお答えできません。

(会長)

ありがとうございます。

他にご質問等おありの方、挙手をいただければありがたいと思います。

(委員)

一世帯の保険料を決める時に、以前は田畑だとかの資産について算定に含まれると聞きましたが、「資産割」が廃止されたと今お聞きしました。つまり、田畑などの資産については課税がなくなったってことなのでしょうか。

(事務局)

令和5年度の時に資産割を廃止したので、田んぼなどの資産を加味した課税はしておりません。

(委員)

では、年収とかで決まるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。年収にかかってくるのが「所得割」で、「平等割」というのが、一世帯についてかかるもの、それから「均等割」というのが国保被保険者の人数でかかってくるものになります。資料2の中段に説明を書かせていただいておりますが、均等割というのは、加入者が増えると金額も大きくなり、平等割というのは一世帯に1つの課税になりますので、加入者が何人いても同じ金額になります。

(委員)

では、この3つに対して課税されるということですか。

(事務局)

3つに分けて、医療分、後期支援分、介護分、子ども・子育て分について、所得割・均等割・平等割と分けて、皆さんに国保税ということで負担していただいております。

(委員)

では、所得とか年収によって変わるということですね。

年収いくらだと、保険料はこのくらいというのは決まってないということですか。

(事務局)

年収によってどのような保険料になるかというのは決まっております。資料2の一番下の段、「税制改正による国保税収納等への影響」というところに限度額について記載がありますが、医療分については現在、令和7年度は66万円を超える課税になった場合はそれ以上いただかないとなっているところが、令和8年度からは67万円に上がります。介護分については17万円よりも高く計算されたとしても17万円までですということが、限度額になります。子ども・子育て支援金分の場合は、3万円を超えるような計算になったときはそれ以上は課税をいたしません。

(委員)

以前、うちに送られてきた書類で、年収によって税金の額が決まるっていうのが送られてきた時があります。400万円から下の所得の人は段階がすごく細かく分かれていて、それで400万から1000万の所得の人は保険料が同じだったと記憶しているのですが、それは国保税ではないですか。

(事務局)

65歳を越えていると介護保険料が別でかかってまいります。介護保険料は国保とは別で段階を設けております。委員がおっしゃる通り、400万円が所得要件の限度額だったと思うのですが、段階を見たとすればおそらく介護保険料のことだと思われそうです。

(委員)

では、介護保険料は400万円が境で、400万円以上の方はみんな同じ金額なのですか。

(事務局)

はい、以前は所得が400万円以上の方は同じ金額でした。

(会長)

委員さん、よろしいでしょうか。

他にご意見やご質問のある方は、お願いします。

(委員)

2年ごとのスパンで見直すということで、今回は7年度ですから8年度に対して見直しですよね。次回はやっぱり2年ごとでしょうか。それとも1年ごとでしょうか。

(事務局)

資料2に記載がありますが、令和10年度まで子ども・子育て支援金の単価が段階的に引き上がるため、毎年度税率の見直しが必要となります。令和8年度以降2年間は同じことをさせていただきたいと考えております。

(委員)

では、この税率で1年間やって、税率が適正かどうかをまた改めて判断させていただければいいわけですね。

(事務局)

おっしゃる通りです。よろしく願いいたします。

(会長)

他にご質問等おありでしょうか。

色々ご意見等もいただきましたが、ここで採決を取らせていただきたいと思います。国保税の見直しにつきまして、事務局案の通りの案で決定してはどうかと思いますが、他にご意見等ないでしょうか。

協議会といたしまして、国保税等の見直しについて、事務局案賛成の委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

－過半数挙手－

(会長)

ありがとうございます。佐久市国民健康保険運営協議会規則第6条に、「協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する」とされておりますので、この件については、「引下げ」の案で決定とします。

また、本日決定しました事項の市への答申につきましては、来週、1月19日月曜日に予定をしております。

答申書の内容と答申につきましては、事務局と協議、決定しまして、私、会長一任とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

－全員挙手－

(会長)

ありがとうございます。それでは、会長一任とさせていただき、答申を行いますのでよろしくをお願いします。

続きまして、6番「その他」について事務局より説明をお願いします。

6 その他

(事務局)

答申日程について説明

7 閉会（進行：事務局）